

平成 29 年 6 月 吉日

特別口座で当社株式を所有の株主様へ
当社の単元未満株式を所有の株主様へ
配当金振込指定がお済みでない株主様へ
その他、当社の株式に関する手続きをお考えの株主様へ

名古屋市港区いろは町一丁目 23 番地
日東エフシー株式会社

当社株式に関する手続きについての御案内

平成 29 年 6 月より、当社の株式事務取扱先を三菱 UFJ 信託銀行から [三井住友信託銀行](#) に変更いたしました。

これに伴い、当社の株券を自宅や貸金庫に保管している場合など、株券電子化前に証券会社へ預け入れていない株主様の権利保全の為に開設した「特別口座（ ）」の開設先が、[三井住友信託銀行](#)に変更されております。

なお、既に証券会社に株券を預け入れている株主様につきましては、お取引の証券会社の口座に株式が記録されており、株式取扱に特段の変更はございません。

() 特別口座：株券電子化前に株券を証券会社に預け入れていない株主様の権利を保全するため、株式の発行会社が信託銀行に開設した口座

・各種手続きのお取扱について

届出住所の変更等に関する手続き、各種手続き用紙のご請求、株式に関する御質問等は、口座の開設先により異なりますので、下記のいずれかにお問い合わせ下さい。

お取引の証券会社をご利用の株主様

お取引の証券会社

特別口座で株式が管理されている株主様

[三井住友信託銀行株式会社](#) 証券代行部

(郵送物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

(電話) 0 1 2 0 - 7 8 2 - 0 3 1 (通話料無料)

受付時間：土・日・祝祭日を除く 9 時～17 時

手続き用紙のご請求はインターネットで 24 時間受け付けております。

インターネットによる請求は[こちら](#)

・特別口座から証券口座への振替手続について

特別口座で管理されている株式については、単元未満株の買増・買取制度の利用等の場合を除き、株式の売買取引が出来ません。従って、市場での売買や譲渡等の取引を行うには、証券会社の取引口座に振り替えていただく必要がありますので、特別口座で管理されている株式を所有の株主様はなるべく早いうちに振替手続される事をお勧めしております。

振替をされる場合には、お取引の証券会社又は[三井住友信託銀行](#)にお問い合わせの上、手続していただく様をお願いします。

・単元未満株式の買増・買取請求の手続について

市場で売買する事が出来ない単元未満株式（当社の場合は 100 株に満たない株式）をご所有の株主様のために、単元未満株式の買増・買取の制度を御用意しております。手続につきましては、証券会社をご利用の株主様はお取引の証券会社に、特別口座の株主様は[三井住友信託銀行](#)に、お問い合わせください。

買増制度： お持ちの単元未満株式とあわせて1単元（100株）となるように、当社から株式を市場価格で買い増すことができる制度。

買取制度： お持ちの単元未満株式を当社が市場価格で買い取る制度。

・配当金受取方法指定の手続について

配当金のお受取は、安全・迅速・確実にお受取りいただける振込による方法をお勧めしております。

株券電子化の実施にあわせて、従来の銀行口座等への振込指定の方法の他に、所有株式すべての配当金を一つの銀行口座で受取る方法（登録配当金受領口座方式）や証券会社の口座で配当金を受取る方法（株式数比例配分方式）が新設されております。

上記の新設された方法につきましては、御利用に際しての条件がありますので、証券会社をご利用の株主様は御取引の証券会社に、特別口座の株主様は[三井住友信託銀行](#)にお問い合わせの上、手続をお願いします。